

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

October 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- October 2023 -

クロスボーダー取引に係る源泉税の負担軽減方法 ～台湾における事前申請について～

▶はじめに

台湾の事業者が、台湾境外の事業者との取引、つまりクロスボーダー取引を行うにあたって、実務上、その契約において買受人である台湾企業が発生する源泉税額を負担することが約定される場合や、台湾企業が取引相手である台湾境外の事業者から源泉税に係る優遇税率の適用の申請代理を受けることができない場合が見受けられます。

この場合、台湾の事業者は大きな源泉税の負担を負うことになります。

確かに所得税法第25条や租税協定の適用によって税負担の軽減を図ることが検討できますが、これには一定の制限があります。

では、この他に、台湾の現行法規定において台湾事業者の源泉税の負担を合理的に軽減できる措置はないのでしょうか。

この課題に対応すべく、2021年末、財政部は、「所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得の認定原則(中文:所得稅法第8條規定中華民國來源所得認定原則)」第15点の1の規定を改正し、又、「源泉徵收義務者が外国營利事業者に支払う役務報酬又は事業利得に適用する利益率の申請作業要點(中文:扣繳義務人給付外國營利事業勞務報酬或營業利潤申請核定適用淨利率作業要點)」を新たに制定しました。

これによって、源泉徵收義務者自らが台湾源泉所得に対して源泉徵收すべき税額を実際に負担することを示す関連証明書類を提示できれば、申請主体として利益率及び台湾内利益貢献度の適用を申請することができ、税負担を軽減することができるようになりました。

今月のJBS NEWSLETTERでは、これらに関連する規定の内容と申請に当たっての事前検討ポイントを紹介します。

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法

所得税法25条や租税協定以外の源泉税の軽減方法

冒頭に記載した通り、台湾の事業者が、台湾境外の事業者との取引に当たって発生した源泉税について、確かに所得税法第25条や租税協定の適用によって税負担の軽減を図ることが検討できますが、これには一定の制限があります。これに対して、以下の規定に基づき源泉税の負担を軽減可能なケースがあります。まず、これら規定の要点を整理します。

- ▶ 「所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得の認定原則(中文:所得稅法第8條規定中華民國來源所得認定原則)」第15点の1の規定
- ▶ 「源泉徵收義務者が外国營利事業者に支払う役務報酬又は事業利得に適用される利益率の申請作業要點(中文:扣繳義務人給付外國營利事業勞務報酬或營業利潤申請核定適用淨利率作業要點)」

関連する税法規定の整理

法令条文	内容
「所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得の認定原則」第15点の1	<p>台湾境内に固定の営業場所及び営業代理人を有しない外国營利事業者が、所得税法第8条第3号に基づく役務報酬又は第9号(※)に基づく事業利得を獲得する場合、その収益を獲得する前に、税務当局に対して、関連証明書類を添付し適用する利益率及び台湾内利益貢献度の査定を申請することで、当該利益率及び貢献度に基づく所得額を計算し、かつ、本法の規定に基づき申告・納税するか、又は源泉徵收義務者の支払時に規定の源泉徵收率によって税額を源泉徵收することができる。</p> <p>源泉徵收義務者は、前項に基づき外国營利事業者に支払う台湾源泉所得について、当該台湾源泉所得の源泉徵收すべき税額を自らが実際に負担することを示す関連証明書類を提示できる場合には、当該収益を支払う前に、税務当局に対して、関連証明書類を添付して適用の利益率の査定を申請し、当該利益率により所得額を計算し、規定の源泉徵收率により税額を源泉徵收することができる。</p> <p>※所得税法第8条第3号・第9号</p> <p>3号:台湾内における役務提供による報酬。ただし、台湾内に居住する個人でない場合、一課税年度内において台湾内の滞在日数が90日を超えない者が台湾の雇用主から取得する役務報酬についてはこの限りではない。</p> <p>9号:台湾内での工商、農林、漁牧、鉱業冶金業等の事業経営による利益。</p>
源泉徵收義務者が外国營利事業者に支払うサービス報酬又は事業利得に適用される利益率の申請作業要點	源泉徵收義務者は、上記の所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得の認定原則第15点の1第2項の規定に基づき、台湾源泉所得を支払う前に、税務当局に対して、関連する証明書類を添付した上で適用する利益率の査定を申請し、当該利益率により所得額を計算し、規定の源泉徵收率により税額を源泉徵收することができる。

クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法



申請者、受理する税務当局及び利益率の査定方法

1



申請者及び受理する税務当局

- ▶ 源泉徴収義務者は、外国営利事業者の委任状を添付する必要はない。外国営利事業者自ら、あるいは台湾境内の個人や固定の営業場所を有する営利事業者を代理人として委託して申請することができる。
- ▶ 外国営利事業者が獲得する所得が所得税法第88条に基づく源泉徴収の範囲に含まれる場合、その申請を受理する税務当局は源泉徴収義務者の所在地の国税局となる。所得税法第88条に基づく源泉徴収の範囲に含まれる所得ではない場合、その申請を受理する税務当局は中央政府所在地の国税局となる。

2



利益率の査定方法

利益率

- ▶ 外国営利事業者が台湾源泉所得を獲得する場合、以下の規定に基づきその利益率を査定するものとする：
 1. 審査にあたって、帳簿や書類を提示できる場合、台湾源泉所得より実際に発生した関連する原価費用を差し引くことで査定する。
 2. 上記の状況に該当しないものの、台湾の同一の営利事業者と締結され内容も同様の契約書を提示できる場合で、過去3年以内に税務当局によりその帳簿や書類に基づき実際に発生した関連する原価費用を差引利益率を既に査定されたことがある場合、当該査定された各期間の利益率の平均にて査定する。
 3. 上記2つの状況に該当しないものの、契約書、主要事業項目、台湾境内・境外の取引フローの説明、及び税務当局が主要事業項目を査定するのに十分な証明書類を提供できる場合、当該主要事業項目に適用される同業利益の標準利益率によって査定する。
 4. 実際の利益率が、上記2つの規定により査定された利益率を上回ることを税務当局が調査によって発見した場合、調査で取得した資料に基づき査定する。

3



利益率の査定方法

台湾内利益貢献度

- ▶ 外国営利事業者が台湾源泉所得を獲得し、その役務の提供行為又は営業行為が同時に台湾内・外で実施される場合、以下の規定により台湾内利益貢献度を査定する。
 1. 台湾内及び海外の利益貢献度を明確に区分できる証明書類(例えば会計士監査報告書、移転価格証明書類、作業計画記録又は報告書など)を提示できる場合、事実により査定する。
 2. 前号の状況に該当しないものの、台湾の同一の営利事業者と締結され内容及び取引フローが同様の契約書を提示でき、かつ過去3年内に税務当局によりその台湾内外の利益貢献度を区分した証明書類に基づき台湾内利益貢献度を査定されたことがある場合、当該台湾内利益貢献度の平均で査定する。ただし、実際の台湾内利益貢献度の方が高いことが、税務当局が調査によって発見した場合、調査で取得した資料に基づき査定する。
 3. 前2つの状況に該当しない場合、100%で査定する。

クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法



申請に必要となる書類



台湾源泉所得に対して源泉徴収すべき税額を実際に負担していることを示す証明書類
(源泉徴収義務者を申請主体とする場合)



主要事業項目の証明書類



締結済・発効済の契約書
(中国語訳を含む)



前3年度において税務当局によって適用が許可された許可文書



事業内容及び台湾内・外の取引フローの説明



代理人に申請を依頼する場合の委任書



その他の関連証明書類



具体例

- 現状、申請案件の多くは、申請者は貢献度の合理性を明確に証明できないため、税務当局は台湾内貢献度を100%として査定するケースが多く見受けられます。
- しかしながら、中国、米国などの地区にあり、租税協定が適用されない外国営利事業者、あるいは技術サービス以外の役務を提供する外国営利事業者及びその役務の受益者である台湾企業においては、認定原則第15点の1における軽減申請を積極的に検討することを推奨します。また、税務当局が同業標準利益率による利益率の計算のみ許可し、台湾内貢献度は100%であると査定した場合であっても、依然として源泉徴収税額を大幅に軽減することができます。
- 例えば、ある中国会社が情報技術アドバイザリーサービスを提供したケースについて、税務当局が同業利益率21%かつ台湾内利益貢献度100%で査定した場合であっても、認定原則第15点の1の申請によって、実効税率としては、元々の20%から4.2%(21% × 100% × 20% = 4.2%)に軽減することができます。



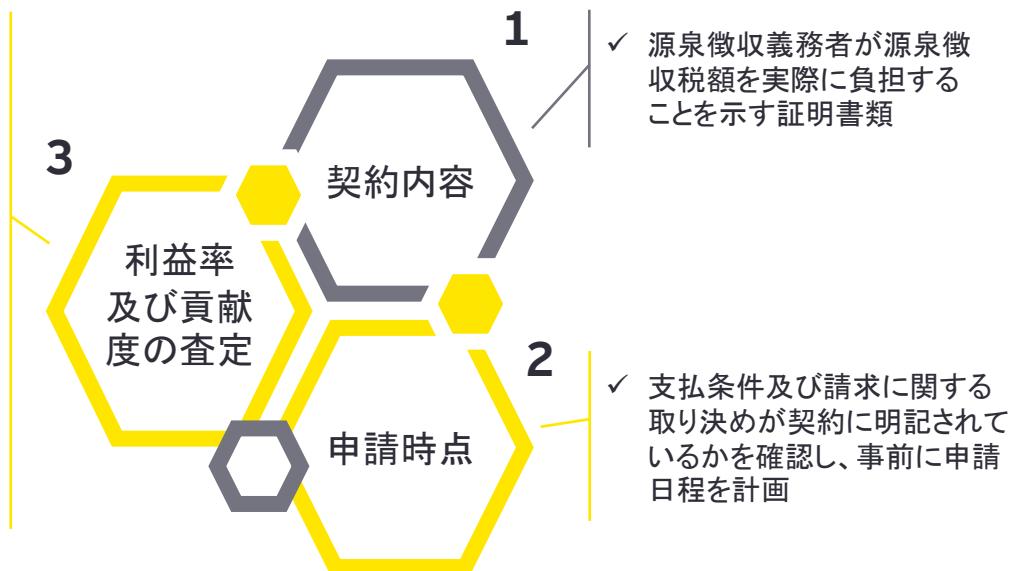
クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法



申請にあたっての事前検討ポイント

- 税務当局に申請案件を提出するにあたって、事前に検討すべき又は準備及び方針については以下の通りです。

- ✓ 外国営利事業者が適用する利益率申請のための証明書類の取得
- ✓ 外国営利事業者の主要事業項目における実際の利益率が適用を申請する利益率を上回っていないか
- ✓ 台湾境内及び台湾境外で提供される役務のそれぞれの相対的貢献度を明確に区分した証明書類



- 源泉徴収義務者を申請主体とする場合、前提条件として、源泉徴収義務者自身が台湾源泉所得の源泉徴収すべき税額を実際に負担することを示す関連の証明書類を提示しなければなりません。申請時の証拠資料とするため、台湾境内的の役務受益者が源泉徴収税額を負担することが契約書に明記されているかについて確認しておくことを推奨します。
- 外国営利事業者が収益を獲得する前に、あるいは源泉徴収義務者が外国営利事業者に報酬を支払う前に、外国営利事業者又は源泉徴収義務者から国税局に対して申請を提出することができますが、承認を得てから初めて査定された所得額に基づき税額を源泉徴収することができるため、既に支払った報酬には適用できません。したがって、税額還付の争議及び対応コストの増加を防ぐため、申請時点に留意し、支払条件及び請求書発行時期が契約書に明記されているかを確認し、申請時期を事前に計画しておくことを推奨します。

クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法



申請にあたっての事前検討ポイント(続)

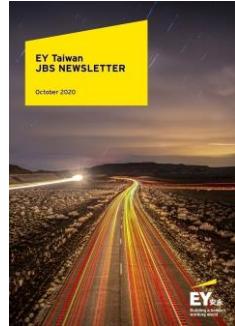
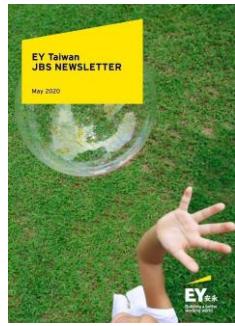
3. 外国営利事業者の役務提供行為又は営業行為が同時に台湾境内及び境外で実施される場合、台湾内利益貢献度の査定を申請することができ、かつ所得税法第8条に基づく台湾源泉所得の認定原則第10点及び第15点の規定に基づき、関連する帳簿書類又は委任した会計士による監査報告書、あるいは台湾境内及び境外の提供される役務のそれぞれの相対的貢献度を明確に区分した証明書類(例えば会計士監査報告書、移転価格証明書類、作業計画記録又は報告)を提示しなければなりません。もし、この方法にて申請を提出する場合、申請時に証拠とするため、当該関連書類を早めに準備しておくことを推奨します。
4. 源泉徴収義務者が申請者である場合、通常、外国営利事業者の台湾内貢献度を事実により査定するための完全な資料を提供することができないため、源泉徴収義務者が申請者となる申請案件については、外国営利事業者の所得額=支給額×査定利益率のように簡便化されます。すなわち、台湾内貢献度は100%であると推定されます。
5. 税務当局の審査のポイントは、外国営利事業者の事業項目は何か、また、その申請に適用される利益率は当該会社の実際の利益率を下回っているかが挙げられます。これに対して、税務当局が調査によって外国営利事業者の役務報酬又は事業利得の実際の利益率が自ら(又は源泉徴収義務者が)申請した適用される利益率を上回ることを発見した場合、調査で取得した資料によって査定されます。また、査定された利益率の適用期間において、外国営利事業者の事業項目又は販売モデルに変動がある場合、外国営利事業者(又は源泉徴収義務者)は再度査定の申請をしなければなりません。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保ー外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎（会計決算・法人所得税概要）
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて

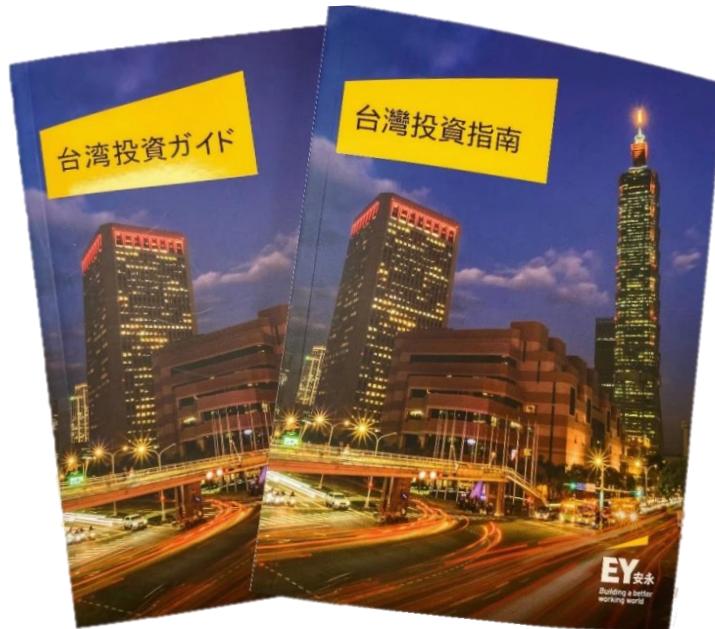
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

01793-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

